第６章

健康安全施策の実施

目次

第１節

1 事業の体系 …… 157
2 健康安全部事業関連計画 …… 160
3 健康安全部事業関連統計 …… 161

第２節

1 食品の安全確保 …… 163
2 医薬品等の安全確保 …… 171
3 環境保健対策 …… 178
4 生活衛生対策 …… 181
5 動物の愛護と管理 …… 188
6 火葬場に係る検討 …… 190
7 健康安全研究センター…… 190

第１節

１　事業の体系

健康安全施策の実施

食品の安全確保	食品安全推進体制	（食品監視課）
	食品の安全・安心情報の提供	（食品監視課） （健康安全研究センター）
	営業施設の許認可・監視指導	（食品監視課） （健康安全研究センター）
	食品等の監視・検査	（食品監視課） （健康安全研究センター）
	食品汚染調査等	（食品監視課） （環境保健衛生課）
	表示適正化対策	（食品監視課） （健康安全研究センター）
	健康食品に係る安全確保事業	（食品監視課） （健康安全研究センター）
	災害時の食品衛生対策に係る人材育成事業	（食品監視課）
	飲食店等に対する食物アレルギー対策支援	（食品監視課）
	調理師等の試験及び免許等交付事務	（健康安全課）
	各種資格者の養成施設等の指定（登録）・監督等に関する事務	（健康安全課）
医薬品等の安全確保	許可・登録及び試験	（薬務課） （健康安全研究センター）
	監視指導	（薬務課） （健康安全研究センター）
	医薬分業の推進等	（薬務課）
	災害時医薬品等供給体制の強化	（薬務課）
	薬剤師確保対策の推進	（薬務課）
	薬物乱用防止の啓発活動	（薬務課）
	麻薬・向精神薬・覚醒剤等の指導取締り	（薬務課）
	健康食品対策	（健康安全研究センター）
	薬局物価高騰緊急対策事業	（薬務課）
	薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業	（薬務課）
環境保健対策	大気汚染医療費助成	（環境保健衛生課）
	基礎的実験的研究等	（環境保健衛生課）
	新たなアレルギー疾患対策の推進	（環境保健衛生課） （健康安全研究センター）
	室内環境保健対策	（環境保健衛生課）

	花粉症対策	（環境保健衛生課） （健康安全研究センター）
	放射線に関する測定及び情報提供	（環境保健衛生課） （健康安全研究センター）
生活衛生対策	環境衛生関係営業の許可及び監視指導	（環境保健衛生課）
	温泉の利用許可及び監視指導	（環境保健衛生課）
	墓地等の許可及び監視指導	（環境保健衛生課）
	生活衛生関係営業の指導育成	（健康安全課） （環境保健衛生課）
	飲用水の安全確保	（環境保健衛生課）
	特定建築物の監視指導	（環境保健衛生課）
	有害昆虫等に係る健康被害防止対策	（環境保健衛生課）
	各種資格者の養成施設の指定・監督等に関する事務	（健康安全課）
動物の愛護と管理	動物愛護事業	（環境保健衛生課）
	犬・猫等の収容	（環境保健衛生課）
	特定動物の飼養又は保管の許可及び監視指導	（環境保健衛生課）
	第一種動物取扱業の登録及び監視指導	（環境保健衛生課）
	第二種動物取扱業の届出	（環境保健衛生課）
	動物の飼養又は収容の許可及び監視指導	（環境保健衛生課）
	動物愛護相談センターの運営	（環境保健衛生課）
	動物愛護管理審議会	（環境保健衛生課）
	動物由来感染症対策	（環境保健衛生課）
	動物の殺処分ゼロに向けた取組	（環境保健衛生課）
	地域における動物の相談支援体制整備事業	（環境保健衛生課）
	愛玩動物看護師養成所の指定等に関する事務	（環境保健衛生課）
	獣医系大学との協働事業	（健康安全課）
	動物愛護の理解促進	（健康安全課）
火葬場に係る検討	火葬場に係る検討	（環境保健衛生課）
健康安全研究センター	試験検査	（健康安全研究センター）
	調査研究	（健康安全研究センター）
	研修・精度管理	（健康安全研究センター）
	公衆衛生情報の収集・解析・提供と健康危機対応	（健康安全研究センター）

- 食品監視　（健康安全研究センター）
- 薬事監視　（健康安全研究センター）
- 建築物監視　（健康安全研究センター）
- 研究の魅力等発信事業　（健康安全研究センター）

２ 健康安全部事業関連計画

(1) 東京都食品安全推進計画（平成17年３月策定、令和８年３月改定）

「東京都食品安全推進計画」は東京都食品安全条例に基づき、東京都の食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、施策の方向、食品安全の確保に関する重要事項について定めたものである。

令和８年３月に改定した計画では、ＨＡＣＣＰへの取組支援など、これまでの取組を継続する必要のある課題に加え、災害時の食品衛生対策などの新たな課題にも対応するため「３つの施策の柱と施策の基盤」のもとで都が推進する食品安全確保施策を「基本施策（49施策）」として整理した。また、この基本施策の中でも特に迅速かつ的確に取り組むべき施策を「重点施策（12施策）」として選定した。

本計画を着実に実施することにより、東京都食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護」の実現を目指している。

(2) 東京都薬物乱用対策推進計画（平成21年２月策定、令和６年３月改定）

薬物乱用の根絶に向け総合的な薬物乱用対策を進めるため「東京都薬物乱用対策推進計画」を平成21年２月に策定し、東京都薬物乱用対策推進本部を構成する関係部局が連携して対策に取り組んでいる。

危険ドラッグについては条例による規制の強化や集中的な立入調査等により、平成27年７月以降、都内の販売店舗はゼロになったが、現在、再び販売店舗が確認されている。また、インターネットやＳＮＳによる取引等の販売方法の潜在化・巧妙化、若年層における大麻乱用や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の社会問題化、国の第六次五か年戦略などを踏まえ、令和６年３月に推進計画を改定して「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を柱とする取組を進めている。

(3) 東京都アレルギー疾患対策推進計画（平成30年３月策定、令和４年３月改定）

アレルギー疾患対策基本法第13条に基づき、国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえて、東京都アレルギー疾患対策推進計画を策定した。令和４年に改定した現行計画においても、引き続き都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を①適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、②患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、③生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの３つの「施策の柱」に整理した。

本計画に基づき、対策の充実や関係機関との連携強化を図りながら、アレルギー疾患対策を総合的に推進している。

(4) 東京都動物愛護管理推進計画（平成19年４月策定、令和３年３月改定）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、東京都動物愛護管理推進計画を策定している。

令和３年に改定した現行計画では、施策展開の方向を「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」、「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」及び「動物由来感染症・災害時への対応強化」の４つに整理し、各種施策を実施している。

また、この計画は、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村及び都がそれぞれの役割に主体的に取り組むための共通の行動指針であり、一層の連携・協働により、効果的に動物愛護に関わる施策を展開し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すものである。

３ 健康安全部事業関連統計

(1) 食品の安全確保

ア　最近10年間の食中毒発生状況の推移　（単位：件、人）

年	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
件 数	136	132	185	119	114	83	104	137	114	134
患者数	2,309	2,628	1,917	865	3,359	610	519	878	1,536	1,308

イ　食品等の違反処理

違反処理内容の内訳（令和７年度）

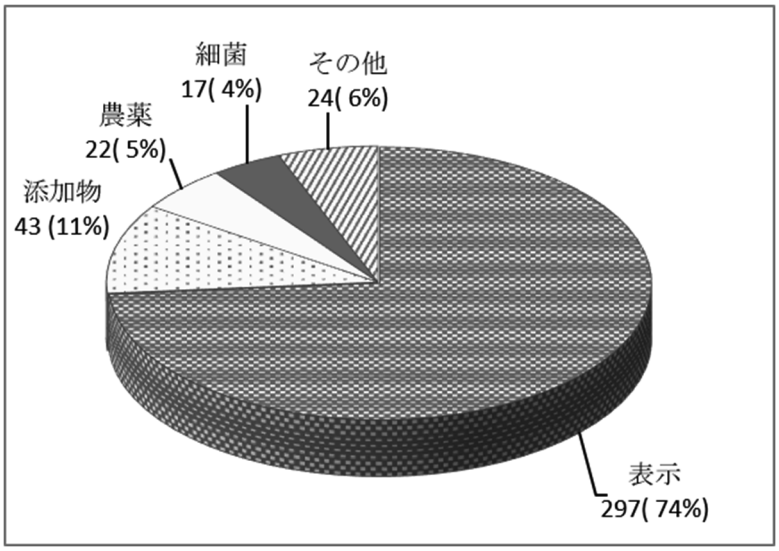

（単位：件）（総数：403）

※食品衛生法、食品表示法等の法令に違反する食品等について、他自治体等の関係機関への通報等を行った件数

（2）環境保健対策

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

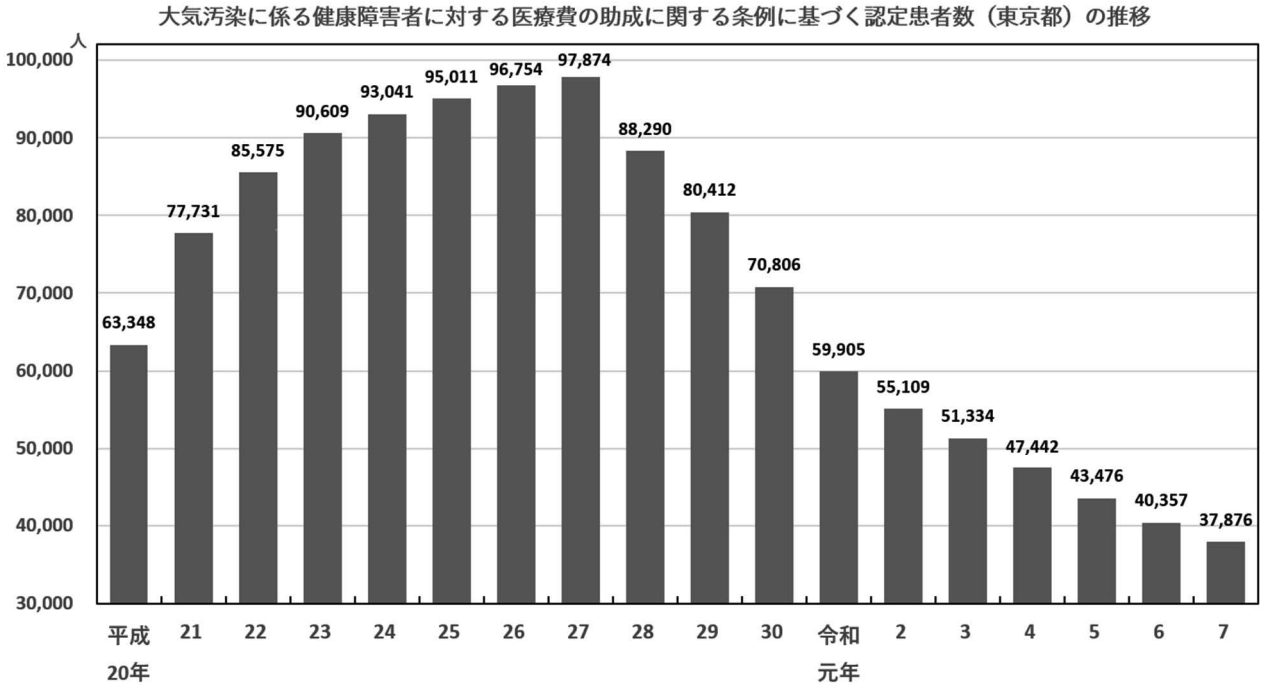

※平成20年８月から気管支ぜん息の対象年齢を18歳未満から全年齢に拡大したが、平成27年３月末をもって18歳以上の新規認定の申請受付を終了した。

（3）動物の愛護と管理

動物取扱頭数（引取・収容頭数）の推移

（単位：頭）

区　分	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
総　取　扱　数	421	416	394	420	350
成　　犬	104	116	64	87	67
子　　犬	0	0	0	0	1
成　　猫	215	209	254	268	240
子　　猫	101	89	73	62	40
その他(うさぎ等)	1	2	3	3	2

第２節

１　食品の安全確保

都は、東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進している。

(1) 食品安全推進体制

ア　東京都食品安全条例（平成16年３月制定）

本条例は、食品の安全を確保することにより、都民の健康の保護を図ることを目的として制定した。事業者責任を基礎とする安全確保、科学的知見に基づく安全確保、都や事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保を３つの基本理念として定めるとともに、東京の地域特性に即した施策の基本的な方向性や安全性調査・措置勧告制度など国の制度を補完する東京都独自の制度等を定めている。

イ　東京都食品安全審議会（平成16年度設置）

東京都食品安全条例に基づく知事の附属機関として、東京都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議を行う。都民、事業者及び学識経験者から知事が任命する25名以内の委員で組織する。(実施主体：東京都、実績：審議会２回、部会３回開催)

ウ　食品安全対策推進調整会議（平成15年度設置）

食品の安全確保に関する都の施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健医療局、生活文化局、環境局、産業労働局及び中央卸売市場の関係部で構成している。(実施主体：東京都、実績：幹事会１回開催)

エ　東京都食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害発生防止及び東京の特性を踏まえた効果的な監視を目的に、監視指導の基本的な方向や重点的監視項目、監視指導体制等について定めている。(実施主体：東京都)

検査実施件数（令和７年度）

収去検査（件）						と畜検査（頭）
総 数	魚介類及びその加工品	肉・卵類及びその加工品	乳・乳類等	農産物及びその加工品	その他の食品、添加物類	
103,272	10,997	16,457	2,190	35,520	38,108	309,845

オ　食品衛生法改正への対応

平成30年に改正された食品衛生法に基づき、条例改正等の食品衛生に関する規定の整備を行った。令和３年６月、原則全ての食品等事業者を対象としてＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化されたことから、事業者に対するＨＡＣＣＰの導入支援及び定着支援

を行っている。

(2) 食品の安全・安心情報の提供

ア　食品安全情報評価委員会（平成15年度事業開始）

平成15年度から設置し、平成16年度には東京都食品安全条例に基づく知事の附属機関とした。食品等の安全性に関する調査を行い、その結果を知事に報告する。都民及び学識経験者から知事が任命する20名以内の委員で組織している。(実施主体：東京都、実績：評価委員会２回開催、情報選定専門委員会２回開催、「健康食品」による健康被害事例専門委員会２回開催)

イ　都民への安全・安心情報の提供

都民、事業者、行政等の間で食の安全に関する情報を共有するため、ホームページ、ポスター、パンフレット、情報誌等の媒体、食の安全都民フォーラムの開催等による情報提供等を行っている。(実施主体：東京都)

(3) 営業施設の許認可・監視指導

ア　食品営業施設の許可・監視指導（昭和22年度事業開始）

食品営業施設について、食品衛生法等に基づく施設の構造設備に関する基準に合致するか否かを実地にて調査し、許可事務を行う。

また、食品衛生監視指導計画に基づいて、施設に対する立入り、監視指導、収去検査を行うほか、営業者等に対し、食品衛生講習会等による衛生教育を行う。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

さらに、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を食品等事業者が円滑に導入し、定着できるよう、相談会やシンポジウムの開催、オンライン教材の提供などの支援を行う。また、「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理」の取組をサポートする「食品衛生管理ファイル」ＷＥＢアプリ開発を進め、事業者の利便性の向上を図る。(実施主体：東京都)

食品関係施設及び監視指導件数　（単位：か所、件）

根 拠 規 程	施設数（令和８年３月末現在）	監視指導件数（令和７年度）
食品衛生法	342,315	341,040
東京都ふぐの取扱い規制条例	2,270	5,675
合　計	344,585	346,715

イ　化製場等の許可及び監視（昭和23年度事業開始。ただし、動物質原料運搬業については昭和32年度事業開始。）

化製場等に関する法律等に基づき、化製場や死亡獣畜取扱場、動物質原料運搬業等の許可及び監視指導を行う。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

化製場等の許可状況（令和８年３月末現在）　（単位：か所）

区 分	化製場等			動物質原料運搬業		
	総数	多摩・島しょ	区部	総数	多摩・島しょ	区部
施設数	100	17	83	29	6	23

ウ　食品衛生業務におけるＤＸの推進（令和６年度事業開始)【2050東京戦略】

監視指導業務等において、タブレット等の活用により、効率的・効果的な監視・指導、記録の管理を行う。また、ＲＰＡシステムの構築やオンライン決済等の導入により営業許可申請手続のオンライン化の推進に取り組む。(実施主体：東京都)

(4) 食品等の監視・検査

ア　広域流通食品監視・検査（昭和45年度事業開始）

都全域を対象として、機動的に監視指導を行う専門組織を設置し、広域的に流通する食品を製造する大規模製造業や生産段階に近い卸問屋等流通拠点などの監視指導を行っている。（実施主体：東京都）

広域流通食品検査結果（令和７年度）　（単位：件、％）

区 分	検体数	違反検体数	違反率
収去検査	44,700	5	0.01
表示検査	410,025	2,768	0.68

イ　地域流通食品の監視・検査（昭和23年度事業開始）

飲食店等の調理業、スーパーマーケット等の販売業及び小規模な製造業を対象に、主に地域の中で販売・消費される食品等に対して監視、収去検査等を行う。

なお、このほか衛生講習会を実施して地域の食品営業施設の衛生向上を図っている。(実施主体：東京都)

地域流通食品検査結果（令和７年度）　（単位：件、％）

項 目	検査件数	検体数	判　定	
			違反検体数	違反率
収去検査	5,791	617	0	0.0

ウ　輸入食品対策（昭和63年度事業開始）

国内で消費される食品のうち、輸入食品の占める割合はカロリーベースで60パーセントに達しており、都民の食生活にとって極めて重要なものとなっている。このため、輸入食品が保管されている倉庫等を中心に監視、収去検査等を行い、安全性の確保に努めている。(実施主体：東京都)

輸入食品検査結果（令和７年度）　　（単位：件、％）

区 分	検体数	違反検体数	違反率
残留農薬検査	583	3	0.5
放射能検査	100	0	0

エ　有害化学物質対策

従来実施してきた個別調査により、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質を含有するおそれのある食品や、これらの溶出が懸念される容器等が明らかになっている。このため、これらの食品等に対して重点的に検査を行い、その結果、対応が必要な場合には製造業界等への指導により、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の低減を図る。(実施主体：東京都)

有害化学物質に関する監視指導数（令和７年度）

区　分	検体数
流通魚介類等に対する重点監視・指導	730件
東京湾産魚介類に対する重点監視・指導	38件
合　計	768件

オ　自主回収報告制度（平成16年度事業開始）

食品の製造事業者等が食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに気付き、食品等の自主回収を行う場合に都への報告を義務付け、その情報を都が都民に提供することで迅速な回収を推進し、危害の未然防止を図るため、東京都食品安全条例に基づき、都独自に平成16年11月から実施してきた（令和３年６月に、改正後の食品衛生法に基づくリコール情報届出制度の施行に伴い、本制度は廃止）。リコール情報届出制度に基づき、厚生労働大臣及び消費者庁長官への報告等の事務を行っている。(実施主体：厚生労働省、消費者庁及び東京都)

カ　市場衛生検査（昭和29年度事業開始）

生鮮食品等の大規模流通拠点である中央卸売市場（９市場）、地方卸売市場（１市場）等に入荷する大量の生鮮食品等の収去検査及び競り売り営業をはじめとする市場内の営業施設に対する監視・指導を実施している。監視指導業務等においては、タブレット等を活用し、効率的・効果的な監視・指導、記録の管理を行っている。(実施主体：東京都)

市場衛生検査結果（令和７年度）　　（単位：件）

区　分	市場内監視指導		食品等の検査		表示違反
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数 （検査件数）	不良検体数	
件 数	2,047	160,070	3,876 (51,527)	210	433

※不良検体数には、要注意検体数も含む。

キ　食肉衛生検査（昭和28年度事業開始）

と畜段階における食肉の安全性を確保するため、と畜場法に基づき、獣医師であると畜検査員が牛・馬・豚・めん羊・山羊について１頭ごとに検査を行うとともに、と畜場の衛生指導、監視を行っている。監視指導業務等においては、タブレット等を活用し、効率的・効果的な監視・指導、記録の管理を行っている。(実施主体：東京都)

と畜検査結果（令和７年度）　（単位：頭）

区　　分	総数	牛	こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
と畜検査頭数	309,845	90,147	0	0	219,698	0	0
処分頭数	216,298	60,173	0	0	156,125	0	0
と畜禁止	3	0	0	0	3	0	0
全部廃棄	398	58	0	0	340	0	0
一部廃棄	215,897	60,115	0	0	155,782	0	0
ＴＳＥ検査陽性※	0	0	0			0	0

※伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）のうち、牛（ＢＳＥ）、めん羊及び山羊に係るもの

ク　食鳥検査（平成３年度事業開始）

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止を目的とし、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所において食鳥処理事業の許可、食鳥処理場の監視指導を行っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

食鳥処理施設状況　（単位：か所、件）

施設数（令和８年３月末現在）			監視指導数（令和７年度）		
総数	多摩･島しょ	区部	総数	多摩・島しょ	区部
200	16(0)	184	197	47（2）	150

※（　）内数値は、八王子市分（再掲）

ケ　特別用途食品、栄養表示食品等に係る栄養成分検査等

健康増進法に基づく特別用途食品及び健康の保持増進効果等に関する誇大表示の禁止並びに食品表示法に基づく食品表示基準における栄養成分表示に関して、制度の普及及び表示の適正化を図る。(実施主体：東京都、実績：収去検査363項目（栄養表示食品306項目）相談指導件数753件)

コ　都内流通食品の放射性物質検査

福島第一原子力発電所事故に対応するため、都内の小売店等に流通している食品について放射性物質検査を実施している。(実施主体：東京都)

(5) 食品汚染調査等

ア　食品汚染調査（昭和48年度事業開始）

各種有害化学物質、環境汚染物質等による生鮮食品等の汚染実態を把握し、汚染食品の流通防止を図る。魚介類等については、水銀、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）、ＴＢＴＯ（ビストリブチルスズオキシド）、その他の農薬等の含有量を調査する。米殻については、汚染物質（カドミウム・農薬）の含有量を調査する。(実施主体：東京都)

食品汚染調査実施数（令和７年度）　（単位：件）

検査項目	魚介類等				米穀		合計
	水銀	PCB	TBTO	その他	カドミウム	農薬	
検体数	444	468	229	285	135	19	1,580

イ　食事由来の曝露量推計（平成10年度事業開始）

有害化学物質等による健康影響への不安を解消するため、都民が１日当たりに摂取している食品群別摂取量のデータに基づき化学物質曝露量を推計する。令和７年度は、重金属（総水銀、メチル水銀、カドミウム及び鉛）、ＰＣＢ、ダイオキシン類及び放射性物質について調査を実施した。(実施主体：東京都)

ウ　食中毒対策（昭和24年度事業開始）

食品衛生法第63条に基づき、食中毒等の発生時に疫学調査や患者及び関係施設の検査を行い、原因食品や病因物質等を追究して、被害の拡大防止を図るとともに、今後の食中毒発生防止対策の策定等、必要な措置を講じる。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

食中毒等の発生状況

区　分	食中毒		有症苦情	
	令和７年	令和６年	令和７年	令和６年
発生件数	134件	114件	774件	627件
患　者　数	1,308人	1,536人	2,197人	2,051人

エ　腸管出血性大腸菌対策（平成９年度事業開始）

食中毒患者と食品との因果関係を判断するために遺伝子解析を行っている。

また、飲食店営業等の従事者を対象とした検便を行い、地域別・業態別の保菌状況を把握することで散発型集団発生等の発生原因の究明や、食中毒患者の迅速かつ適切な治療の促進等に活用するための保菌者検索事業を行っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

保菌者検索事業の実施数（令和７年度）

区分	散発患者等の解析	無症状病原体保有者調査
件数	470人	35,846件（7,341件）

※(　)内は都直轄事業分

(6) 表示適正化対策

ア　食品表示法に基づく表示適正化対策（平成27年度事業開始）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現：「日本農林規格等に関する法律（ＪＡＳ法）」）、食品衛生法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した一元的な制度として、食品表示法が平成27年４月１日に施行された。

食品表示法に基づく表示の適正化等を図り、都民の食品表示への信頼を確保するため、同法に基づく表示の指導、ＤＮＡ鑑定等による食品の科学的検証及びバイオテクノロジー応用食品対策を行っている。(実施主体：東京都)

食品表示法に基づく表示の指導（令和７年度）

区 分	指導・相談	状況調査	普及啓発等説明会
年間件数	5,219件	511件	12回

ＤＮＡ鑑定等による検証（令和６年度）

区 分	袋詰め米穀 表示適正化	食肉の 表示適正化	バイオテクノロジー 応用食品対策
検査検体数	200件	50件	80件

イ　食品の適正表示推進者の育成（平成17年度事業開始）

食品を取り扱う事業者を対象に「食品の適正表示推進者育成講習会」を実施し、事業施設における適正表示を推進する核となる人材を育成し、食品表示の適正化を図っている。

また、講習会受講者に対しては、頻繁に行われる制度改正に合わせて、「フォローアップ講習会」の開催やメールマガジンにより情報提供を行っている。(実施主体：東京都)

食品の適正表示推進者育成講習会（令和７年度）

区 分	実施回数	申込者数	登録者数（※）
件 数	２回	595人	452人

※ 講習会を受講し、食品の適正表示推進者として新たに登録された者

フォローアップ講習会（令和７年度）

区 分	実施回数	申込者数	受講者数
件 数	１回	640人	573人

(7) 健康食品に係る安全確保事業（令和７年度事業開始）

健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査体制の整備を進める。また、医薬品と健康食品の併用による健康被害防止に向けた普及啓発を実施する。(実施主体：東京都)

(8) 災害時の食品衛生対策に係る人材育成事業（令和８年度事業開始)【新規】

災害時に適切な食品衛生対策を実行できるよう、マニュアルを整備するとともに災害時対応を担う人材を育成する。(実施主体：東京都)

(9) 飲食店等に対する食物アレルギー対策支援（平成28年度事業開始）

飲食店等において、利用者との円滑な情報共有を図るため、アレルギー食材をピクトグラムで示した「アレルギーコミュニケーションシート」の作成・配布や講習会の開催等を通じて、食物アレルギー対策の推進を支援している。(実施主体：東京都)

(10) 調理師等の試験及び免許等交付事務（昭和24年度事業開始）

調理師法に基づき、試験合格者又は指定養成施設卒業者に免許証を交付する。

また、製菓衛生師法及び東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、試験を実施するとともに、免許証等を交付する。(実施主体：東京都（調理師試験については平成20年度から公益社団法人調理技術技能センターに委任）)

試験及び免許証等交付実績（令和７年度）

区　　分	試験実施回数	受験者数	免許証等交付数
調理師	1回	2,032人	3,690人
製菓衛生師	1回	1,052人	430人
ふぐ取扱責任者	1回	255人	164人
ふぐ取扱所認証書	－	－	169件

※免許証等交付数には新規交付数のほか、書換え数や再交付数も含まれる。

(11) 各種資格者の養成施設等の指定（登録）・監督等に関する事務（平成27年度事業開始）

平成27年度に都道府県が行う事務として国から権限が移譲された調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成施設に係る指定（登録）・監督等並びに食品衛生管理者登録講習会及び食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録等を行っている。(実施主体：東京都)

2 医薬品等の安全確保

都では、医薬品や化粧品等の製造から使用に至るまで様々な視点から品質、有効性及び安全性の確保に向けた取組や災害時における医薬品等の供給体制整備を進めている。

また、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の指導・取締りや乱用防止のための普及啓発の充実など総合的な対策を実施している。

(1) 許可・登録及び試験

ア　薬剤師免許

薬剤師法に基づき、薬剤師免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び削除、免許証の交付等の厚生労働大臣への経由事務を行っている。(実施主体：厚生労働省及び東京都、令和６年12月末現在の都内従事者数：55,020人)

イ　薬局、医薬品販売業等許可（明治７年度事業開始）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可関係の事務を行っている。また、届出等については、電子届出の受付を開始し、事業者の利便性向上を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市、令和８年３月末現在の施設数：薬局 7,246医薬品販売業（薬局を除く。） 4,854 高度管理医療機器販売業 10,644)

ウ　地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定（令和３年度事業開始）

医薬品医療機器等法に基づき、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の事務を行っている。(実施主体：東京都、令和８年３月末現在の認定数：地域連携薬局　677、専門医療機関連携薬局 23)

エ　医薬品等製造販売業、製造業等の許可（昭和23年度事業開始）

医薬品医療機器等法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する製造販売業及び製造業の許可、承認等の事務を行っている。

また、同法に基づき、医薬品製造業及び再生医療等製品製造業の許可等の厚生労働大臣への経由等の事務を行っている。(実施主体：厚生労働省及び東京都)

医薬品製造販売業・製造業等の業態数（令和８年３月末現在）

知事許可　（単位：件）

区　分	製造販売業	製造業
医薬品	354	167
医薬部外品	516	177
化粧品	1,651	783
医療機器	1,216	1,049
体外診断用医薬品	105	47
再生医療等製品	21	-

知事許可

区　分	件数
医療機器修理業	938

大臣許可

区　分	件数
医薬品製造業	7
再生医療等製品製造業	11

オ　毒物劇物営業者の登録（明治７年度事業開始）

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録関係事務を行っている。(実施主体：厚生労働省、東京都、特別区、八王子市及び町田市 令和８年３月末現在の都登録施設数：製造業 128 輸入業 906 販売業 5,576)

カ　麻薬・大麻取扱者免許

麻薬及び向精神薬取締法に基づく、麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬施用者等の免許関係事務並びに大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく、第１種大麻草採取栽培者の免許関係事務を行っている。（実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市）

また、既存の麻薬取扱者免許システムに、大麻取扱者等の申請入力・申請情報管理・免許証発行機能を追加するなどシステムを再構築し、事務の効率化を図っている。(実施主体：東京都)

免許保有者数（令和７年12月末現在）

麻薬卸売業	29件	麻薬小売業	5,568件	麻薬施用者	37,384人
麻薬管理者	2,222人	麻薬研究者	267人	大麻研究者	0人

キ　試験

毒物劇物取扱者試験（昭和26年度事業開始）及び登録販売者試験（平成20年度事業開始）を実施している。(実施主体：東京都)

ク　薬事審議会（昭和36年度事業開始）

医薬品医療機器等法に基づく知事の附属機関として、都における薬事に関する基本方針や重要事項を調査及び審議すること等を目的に設置されている。(実施主体：東京都、実績：１回開催)

(2) 監視指導

ア　医薬品等製造販売業・製造業等の監視指導（昭和36年度事業開始。ただし、製造販売業及び修理業については平成17年度、一般用医薬品の特定販売については平成26年度事業開始）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業及び修理業、薬局、医薬品販売業等に関する保健衛生上の危害発生を防止するため、医薬品医療機器等法に基づき監視指導を行っている。

また、平成26年度からは、一般用医薬品の特定販売のうち、インターネット販売等について、インターネットモール運営事業者の協力を得ながら、薬局・店舗販売業に対する指導を実施している。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

イ　市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策に係る監視指導（令和５年度事業開始）

若い世代の間で、市販薬のオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、主に繁華街に所在する薬局・店舗販売業者への監視指導を強化している。(実施主体：東京都、特別区、

八王子市及び町田市）

また、入手経路の１つであるＳＮＳに対して、Ｘ上の医薬品不正取引のポストの解析やＴｅｌｅｇｒａｍ上の医薬品不正取引の実態を調査し、監視指導を強化している。

ウ　医療機関に対する総合薬事指導（平成15年度事業開始）

医療機関における医薬品・医療機器等の今日的課題について、都内病院等に対して実態調査を行い、調査結果を医療機関等へフィードバックし、医療機関による自主的な医薬品等の品質管理及び安全対策を促すとともに、国、医薬品・医療機器製造販売業者等及び関係団体等への情報提供を行っている。(実施主体：東京都)

エ　医薬品等の広告監視指導（昭和36年度事業開始。ただし、インターネット広告監視については、平成14年度事業開始）

テレビ、新聞、雑誌、パンフレット、インターネット等による医薬品等の広告が、効能・効果等に関し虚偽誇大にならないよう、指導・取締りを行っている。

また、薬局及び医薬品販売業者が行う医薬品の広告については、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づき、指導・取締りを行い、医薬品の過量消費及び乱用助長の防止を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市、実績：テレビ２回、新聞１回、雑誌２回、インターネット２回（協力企業13社））)

オ　毒物劇物営業者等・業務上取扱者の監視指導（要届出業務上取扱者：昭和46年度事業開始、非届出業務上取扱者：昭和55年度事業開始）

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者等及び業務上取扱者の監視指導を行っている。実施対象は、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業、毒物劇物販売業、特定毒物研究者・使用者、電気めっき業・金属熱処理業、運送業、化学工業外の業種、試験研究機関、大学及び小中高校としている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

カ　家庭用品の監視指導（昭和48年度事業開始）

化学物質は都民の日常生活に深い関わりを持ち、広く使用されている。繊維製品や住宅用洗剤等の家庭用品による健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、都内販売店から規制対象品の試買を行い、検査を実施している。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

また、法規制対象外の化学物質や家庭用品についても、健康被害の未然防止のため検査を実施し、調査を行っている。(実施主体：東京都)

キ　医薬品・医療機器等の国家検定・国家検査（国家検定：昭和36年度事業開始、国家検査：昭和54年度事業開始）

特に高度な製造技術や試験技術を必要とするもの、製造過程において特に品質の影響を受けやすいもの等、保健衛生上の危害を生ずるおそれの大きい医薬品、医療機器及び再生医療等製品について、医薬品医療機器等法で国家検定、国家検査制度を定め、公的機関の試験検

査により品質の確保を図っている。(実施主体：厚生労働省及び東京都)

(3) 医薬分業の推進等

ア　かかりつけ薬局の育成（昭和51年度事業開始）

都民が安全かつ適正に医薬品を使用することができるよう、情報提供や相談の窓口となる「かかりつけ薬局」の機能の充実、強化を図っている。

また、薬局向けに「医薬品情報誌」や「ＤＩレター」の発行、「薬と健康の週間」における都民向け街頭相談などを実施している。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都薬剤師会に委託）)

イ　医薬品・情報管理センター機能整備費補助（平成15年度事業開始）

薬局に対する希少疾病用医薬品や後発医薬品の融通管理、在宅療養患者への対応が可能な薬局の情報を集約して医療機関等に提供するなど、医薬品等に関する地域情報の発信基地としての役割を支援している。(実施主体：公益社団法人東京都薬剤師会、実績：31か所)

ウ　地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業（平成26年度事業開始、令和３年度再構築）

地域包括ケアシステムの中で薬局・薬剤師の機能を強化し、在宅療養患者を支援する取組を促進するため、在宅療養支援のための専門的知識・技術（無菌調製等）習得を目的とした研修を行うとともに、薬局・薬剤師の連携体制を構築し、在宅療養を支援する薬局・薬剤師の情報を関係機関に提供している。

また、在宅療養患者を担当している医療機関・訪問看護ステーションと薬局・薬剤師の連携に加え、病院薬剤師と薬局・薬剤師との連携（薬薬連携）による患者の状況把握（服薬種類が多い、飲み忘れが多い等）の共有化を図っている。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都薬剤師会に委託）)

エ　身近な健康相談システムの構築（平成16年度事業開始）

都民が、薬局を活用して健康に関する不安を解消できるよう、薬局が提供できるサービスの情報（薬局機能情報）の提供や、かかりつけ薬剤師育成研修を行っている。(実施主体：東京都（かかりつけ薬剤師育成研修は公益社団法人東京都薬剤師会に委託）)

オ　各種講習会の実施

薬事行政の向上並びに薬局等の開設者及び従事者の資質向上を図るため講習会を実施する。（実施主体：東京都）

講習会の実績（令和７年度）

講習会	委託先	実施回数
薬事衛生自治指導	公益社団法人東京都薬剤師会	１回
店舗販売業者講習会	公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会	２回
配置販売業者講習会	一般社団法人東京都医薬品配置協会	１回

カ　オンライン服薬指導に係る都民及び薬局への普及啓発事業（令和５年度事業開始)【2050東京戦略】

対面服薬指導と使い分け、安全・適切にオンライン服薬指導を利用してもらうために、都民に対して利用方法等の理解促進を図るほか、オンライン服薬指導を実施する薬局をサポートするため、オンライン服薬指導に関する実施手順や最新のルール等の理解促進を図る。(実施主体：東京都)

キ　防犯機器等導入支援補助事業（令和７年度事業開始)

薬剤師が安心して在宅医療に従事できる環境を整備するため、在宅医療の現場で薬剤師が患者やその家族から受けるハラスメント対策としてセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助する。(実施主体：東京都)

(4) 災害時医薬品等供給体制の強化（平成23年度事業開始)

災害時においても医薬品等の提供が適切に行われるよう、防災訓練や災害薬事活動リーダー研修を実施するとともに、災害時のへき地等での医薬品等供給体制強化のため災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を配備するなど、災害時の医薬品等供給体制強化に向けた取組を実施する。(実施主体：東京都)

(5) 薬剤師確保対策の推進（令和６年度事業開始)

薬剤師の従事先には、業態及び地域の偏在があることから、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を実施する。(実施主体：東京都)

ア　病院薬剤師の就職相談会の実施

イ　薬学生専用就職情報サイトを活用した病院薬剤師の魅力発信

ウ　島しょ圏域の薬剤師求人情報の周知

(6) 薬物乱用防止の啓発活動

ア　不正大麻・けし撲滅運動（昭和35年度事業開始)

毎年４月１日から７月31日までの間、ポスター及びリーフレットにより、都民に対し大麻・けしに関する正しい知識を広めるとともに、不正栽培又は自生の大麻・けしの除去を行っている。(実施主体：厚生労働省及び東京都)

イ　「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（平成５年度事業開始)

毎年６月20日から７月19日までの運動期間中、国連決議による「６・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、都民の集いの実施、官民一体で実施される国連支援募金への協力のほか、地域関係団体による街頭啓発活動等を行っている。(実施主体：厚生労働省、東京都等)

ウ　麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（昭和38年度事業開始)

毎年10月１日から11月30日までの間、ポスター・リーフレットによる普及啓発、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動都民大会（東京大会）」等を実施している。(実施主体：厚生労働

省及び東京都）

エ　市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策

若年層による市販薬のオーバードーズが社会問題化していることを受け、薬物乱用経験者の実体験などを基に作成した啓発動画の活用やＳＮＳ等を通じた広報、医薬品の適正使用に関する小学生向け教材等の提供など若年層を対象とした普及啓発を充実させている。(実施主体：東京都)

オ　小学生向け医薬品の適正使用に関する学習アプリ開発事業（令和７年度開始事業）

若年層による市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）を防ぐために、小学生が発達段階に合わせて、医薬品の適正使用について楽しく学べる学習アプリを開発する。(実施主体：東京都)

カ　その他啓発活動

地域に根ざした活動を展開するため、東京都薬物乱用防止指導員を委嘱し、指導員に対する研修を行うほか、指導員等で構成する東京都薬物乱用防止推進協議会の活動経費を助成するとともに、薬物乱用防止講習会への薬物専門講師の派遣及び啓発資材の貸出しにより地域活動団体等の啓発活動を支援している。

また、青少年に重点を置いた対策として、中学生によるポスター・標語の募集や薬物乱用防止高校生会議を実施するとともに、学校に通っていない青少年に対する啓発活動を推進している。(実施主体：東京都)

(7) 麻薬・向精神薬・覚醒剤等の指導取締り

ア　麻薬取扱者等に対する立入検査（昭和23年度事業開始）

麻薬、覚醒剤及び向精神薬の取扱者に対して立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管管理を指導する。

また、立入検査等によって発見した犯罪に対し、都職員が司法警察員として職務を行い、事件の処理に当たっている。(実施主体：東京都)

イ　麻薬中毒者相談員制度（昭和23年度事業開始）

麻薬中毒者相談員が麻薬中毒者及び麻薬中毒者であった者の実態の把握に努め、観察指導を行うとともに相談に応じ再中毒の防止及び社会復帰の促進に努めている。(実施主体：東京都)

ウ　麻薬中毒者措置入院（昭和38年度事業開始）

麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒である旨の医師等からの届出受理と、麻薬中毒者の入院措置等を行っている。(実施主体：東京都)

エ　危険ドラッグ対策（平成８年度事業開始）

平成８年度から試買による成分検査を行い違反品の排除に努めており、平成16年度に東京都薬物の濫用防止に関する条例（以下「条例」という。）を制定、平成17年４月１日から施行（一部平成17年６月１日から施行）し、覚醒剤や大麻と同様に健康被害をもたらすおそれ

のある危険ドラッグを、知事指定薬物として規制している。

知事指定薬物については、厚生労働省や他自治体に情報提供を行い、広域的な規制につなげるとともに、海外で流通している国内未流通薬物を事前に規制するため、試買調査を行うほか、平成28年度からは確保が難しい未規制成分の合成委託を行うなど、規制強化に取り組んでいる。

また、流通実態に対する監視指導については、平成26年10月に条例を改正して警察職員に立入調査権限を付与するなど対策の強化を図っている。平成27年７月には都内実店舗数はゼロとなったが、現在は店舗が再び確認されている。また、インターネットによる売買はいまだ続いており、ＳＮＳによる取引も行われるなど取引が潜在化しているため、ビッグデータ解析を拡充し、迅速かつ的確に流行物品及びインターネット上の店舗の把握を行うなど流通実態の調査を継続し、監視指導を強化している。

さらに、キーワード連動広告や専用ホームページにより、インターネットを活用した普及啓発に取り組むとともに、薬物乱用防止の啓発動画の放映等により、広く危険性の周知に努めている。(実施主体：東京都)

(8) 健康食品対策（昭和46年度事業開始）

いわゆる健康食品については、関係する法令を所管する各局が調整、連携し、施策を総合的に推進することを目的として、平成８年10月に関係局による健康食品対策推進連絡会を設置し、都民向けパンフレットの作成配布、健康食品取扱マニュアルの作成等を行っている。

また、平成18年７月から公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会、令和７年７月から協定締結病院と連携して健康食品に関する安全性情報の収集・解析を行っている。（実績：「健康食品」の利用と関連が疑われる健康被害情報17件（事業開始時からの累計578件））

さらに、健康食品による危害の未然防止を徹底するため、試買調査により、市販健康食品を購入し(年間145品目予定)、医薬品成分等に関する検査や発酵・濃縮工程のある健康食品の検査を行うとともに、関係法令の表示検査を実施している。

加えて、健康食品関連業者に対し、法令の正しい知識を周知し、表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、健康食品取扱事業者講習会を年1回開催している。(実施主体：東京都、令和７年度1,162名申込)

(9) 薬局物価高騰緊急対策事業（令和６年度事業開始）

物価高騰に直面する薬局の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。(実施主体：東京都)

(10) 薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（令和８年度事業開始)【新規】

薬局が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、薬局における従事者の処遇改善の支援及び物価上昇の影響に対する支援を行う。(実施主体：東京都)

３ 環境保健対策

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されており、そうした健康影響を未然に防ぐため、各種の保健施策、調査研究を実施している。

(1) 大気汚染医療費助成（昭和47年度事業開始）

大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図る。(実施主体：東京都)

対象者は、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ、慢性気管支炎及びこれらの続発症にり患している18歳未満の者で、一定の要件を満たしている者とする。

なお、生年月日が平成９年４月１日以前で、有効な医療券を持っている者も対象とする。

申請により、都の５保健所、特別区、八王子市及び町田市に設置している大気汚染障害者認定審査会で審査し、その意見に基づき保健所長、区長又は市長が認定している。

大気汚染医療費助成認定状況　（令和８年３月末現在）（単位：人）

区分	総数	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ
総数	37,876	0	37,876	0	0
０～17歳	341	0	341	0	0
０～19歳	341	0	341	0	0
20～39歳	2,614	－	2,614	－	－
40～59歳	13,482	－	13,482	－	－
60～74歳	11,383	－	11,383	－	－
75歳以上	10,056	－	10,056	－	－

平成20年８月から気管支ぜん息の対象年齢を18歳未満から全年齢に拡大したが、平成27年３月末をもって18歳以上の新規認定の申請受付を終了した。

(2) 基礎的実験的研究等

ア　大気汚染に係る基礎的実験的研究（昭和47年度事業開始、令和６年度再構築）

都内大気中に含まれる亜硝酸について実態の把握を行うとともに、実験動物への投与等を行うことで、その健康影響について解析･評価を行う。(実施主体：東京都)

イ　光化学スモッグ対策（昭和45年度事業開始）

光化学スモッグによると思われる被害発生の時間的・地域的特性等を調査し、被害状況を明らかにするとともに、健康障害を受けた者のうち、入院治療を要したものに対して医療費を助成する。(実施主体：東京都、実績：注意報発令回数８回、予報発令回数０回、被害の届出者数０名、医療費の助成０名)

ウ　クロム健康相談（平成５年度事業開始）

過去に六価クロムの健康影響について調査を実施した地区の住民に対して、健康相談を実施し、クロムに関連した健康不安の解消、クロムの健康への影響に関する基礎的知識の普及とクロムによる健康影響が疑われる住民の早期発見を図る。(実施主体：東京都、実績：一次

検診受診者０名、精密検診受診者０名）

エ　環境保健対策専門委員会（昭和45年度設置）

環境保健に係る諸問題に対し、その対策を検討する。

なお、委員会には、環境保健対策に係る事業の在り方や方向性について専門的な立場から調査検討を行うため、３つの分科会を設置している。各分科会は必要に応じて作業委員会を設置し、重点事項について調査や具体的検討を行っている。(実施主体：東京都、実績：委員会等開催数４回)

(3) 新たなアレルギー疾患対策の推進（平成９年度事業開始、平成22年度再構築）

ア　相談・普及啓発（日常生活での予防対策の充実）

子供の保護者や成人ぜん息等のアレルギー疾患のある都民等を対象に講演会等を実施している。(実施主体：東京都)

講演会等の実績（令和７年度）　（単位：回）

事 項	対 象	内 容	回数	実施主体
都民向けアレルギー講演会	アレルギー疾患のある子供の保護者、都民、関係者等	アレルギー疾患に関する最新情報等	1	東京都
都保健所アレルギー対策事業	地域の保育施設や学校の職員等	疾患に関する基礎知識、予防等	6	東京都各保健所

イ　人材育成（相談等に係る人材の資質の向上）

子供や成人のアレルギーに対応する保健医療福祉関係者を対象に、アレルギー疾患及びアナフィラキシーに関する知識と緊急時対応技術の向上のための研修を実施している。

また、各施設等において、緊急時に組織的な対応を行うための体制整備や地域の医療機関等関係者との連携などを推進するため、アレルギー対応体制強化研修を実施している。(実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託）)

人材育成研修の実績（令和７年度）　（単位：回）

事 項	対 象	内 容	回数
アレルギー相談実務研修（子供のアレルギー）	保育所・幼稚園教職員、保健衛生主管課職員等	子供のアレルギー疾患の知識、発症予防のための日常生活対応力の向上	3
アレルギー相談実務研修（成人のアレルギー）	医療保険者、訪問看護ステーション職員等	成人のアレルギー疾患に関する知識と患者指導力の向上	2
ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修	保育所職員、保健衛生主管課職員等	ぜん息の発作や食物アレルギーによるアナフィラキシーに関する知識と緊急時対応技術の向上	2
アレルギー対応体制強化研修（施設管理者向け）	保育所等の管理的立場にある職員	疾患の知識、リスクマネジメント、組織としての体制整備、地域の関係者との連携体制の構築等	1
アレルギー対応体制強化研修（行政職員向け）	区市町村職員、保健所職員	アレルギー対応に係るリスクマネジメント等	2

ウ　アレルギー疾患対策検討委員会（平成10年度設置）

平成27年12月に施行されたアレルギー疾患対策基本法に基づき、都におけるアレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー専門医、学識経験者、関係団体、都民代表等により検討を行っている。令和７年度は、アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況などについて協議した。(実施主体：東京都、実績：委員会開催数２回)

エ　アレルギー疾患医療提供体制の整備

都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、都内のアレルギー疾患医療の質の向上と医療提供体制の整備、情報提供の充実に取り組んでいる。診断が困難な症例や、標準治療では病態が安定しない重症・難治性のアレルギー疾患患者に対し、専門的な医療を提供する「東京都アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「拠点病院」という。）及び「東京都アレルギー疾患医療専門病院」を平成30年度及び令和５年度に指定（指定期間5年間）した。令和８年４月現在、拠点病院は４病院、専門病院は15病院指定している。また、アレルギー疾患拠点病院等連絡会を開催し、これらの医療機関の診療ネットワークを強化している。毎年、医師及び看護師等医療従事者を対象とした専門研修を実施している。令和５年度から、拠点病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制を構築するため、アレルギー疾患医療連携事業を実施している。(実施主体：東京都（連絡会の開催及び研修の実施は拠点病院に委託）)

オ　普及啓発資料の作成

アレルギー疾患に係るガイドブックや「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等を作成し、保育施設等への情報提供を行っている。(実施主体：東京都)

カ　情報提供

平成29年４月からポータルサイト「東京都アレルギー情報ｎａｖｉ．」により、アレルギー疾患の基礎知識や自己管理に役立つ情報のほか、治療や医療機関・専門医の情報などを総合的に提供している。

さらに、サイト上に「食物アレルギー緊急時対応デジタルガイダンス」を掲載し、保育施設関係者等に対して直感的で分かりやすい初期対応のサポートをすることで、患者への迅速かつ適切な対応を図っている。(実施主体：東京都)

(4) 室内環境保健対策（平成13年度事業開始）

１日の大半を過ごす住居などの室内環境に起因する健康不安が高まる中で、都民の健康不安を解消し、居住環境の向上を図るため、パンフレットやホームページ等を利用した住まいの化学物質等に関する情報提供を行っている。

また、保健所においては、室内環境に関する各種相談及び助言を行っている。(実施主体：東京都)

住まいに関する相談・助言等実施数（都保健所分）（令和７年度）　　（単位：件）

項 目	実施数	項 目	実施数
有害化学物質	20（0）	生活害虫等	387（18）
その他の空気、カビ	19（2）	悪臭・騒音	22（2）
花粉症	1（0）	その他	42（4）
アレルギー	1（0）	合計	492（26）

※（　）内数値は、現場調査等指導件数（再掲）

(5) 花粉症対策（昭和58年度事業開始）

ア　総合的な花粉症予防・治療対策

花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずることを目的として花粉症対策検討委員会を設置している。（実施主体：東京都、実績：委員会開催数２回）

イ　花粉飛散情報の提供

花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキなどの花粉について飛散開始日や飛散数の予測及び公表を行っている。(実施主体：東京都)

令和８年春の飛散花粉数調査12地点（区部５地点、多摩７地点）

ウ　花粉症に関する知識の普及啓発

パンフレット等を利用した花粉症の予防、治療の基本的知識や自己管理方法に関する普及啓発を行っている。(実施主体：東京都)

(6) 放射線に関する測定及び情報提供（平成23年度事業開始）

都内の放射線の状況を把握するため、都内８か所のモニタリングポストでの測定や、区市町村における放射線量測定の支援を目的とした測定器の貸出し等を行っている。

また、測定結果をホームページで公表するなど、都民に対して放射能に関する正しい知識の普及を図るための取組を行っている。(実施主体：東京都)

４ 生活衛生対策

多くの都民が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のための監視指導などを行っている。

(1) 環境衛生関係営業の許可及び監視指導

理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設の営業許可、監視指導等を行い、施設の衛生確保を図っている。

ア　理容所、美容所及びクリーニング所の衛生確保（事業開始：昭和22年度　理容所、昭和32年度 美容所、昭和25年度 クリーニング所）

理容所、美容所及びクリーニング所を経営しようとする者は、構造設備等の要件を満たした上で、保健所長の確認を受けなければならない。保健所では、これらの施設に対し、監視指導を実施して、施設の衛生確保を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

理容所、美容所及びクリーニング所に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

区 分	開設時の確認件数（令和７年度）	監視指導件数（令和７年度）	施設数（令和８年３月末現在）
理容所	25　(152)	793　(1,495)	1,504　(7,249)
美容所	238　(1,746)	2,517　(5,707)	4,577　(29,410)
クリーニング所	18　(159)	618　(1,051)	1,084　(8,113)

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

イ　旅館業の衛生確保（昭和23年度事業開始）

旅館業を経営しようとする者は、設置場所、構造設備の要件及び人的条件を満たした上で、保健所長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設に対し、客室、浴室、便所、寝具類の清潔の保持などについて監視指導を実施して、施設の衛生確保を図っている。（実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市）

旅館業に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

区　分	許可件数（令和７年度）	監視指導件数（令和７年度）	施設数（令和８年３月末現在）
旅館・ホテル	55　(2,468)	757　(7,354)	467　(8,196)
簡易宿所	6　(134)	568　(1,080)	483　(1,351)
下宿	0　(0)	0　(1)	0　(8)
計	61　(2,602)	1,325　(8,435)	950　(9,555)

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

ウ　興行場の衛生確保（昭和23年度事業開始）

興行場を経営しようとする者は、構造設備の要件を満たした上で、保健所長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設に対し、換気の状況、衛生保持などについて監視指導を実施して、施設の衛生確保を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

興行場に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

区　分	許可件数 （令和７年度）	監視指導件数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
映画館(常設)	3　(37)	380　(669)	81　(337)
スポーツ施設（常設）			14　(52)
その他(常設)			86　(592)
仮設興行場	6　(82)	14　(127)	1　(9)
計	9　(119)	394　(796)	182　(990)

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

エ　公衆浴場の衛生確保（昭和23年度事業開始）

公衆浴場を経営しようとする者は、設置場所及び構造設備の要件を満たした上で、保健所長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設に対し、換気、採光、照明、清潔の保持などについて監視指導を実施して、施設の衛生確保を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

公衆浴場に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

許可件数 （令和７年度）	監視指導件数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
6 (59)	669　(2,302)	272　(1,876)

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

オ　胞衣及び産汚物取扱業の衛生確保（昭和23年度事業開始）

胞衣及び産汚物を取り扱おうとする者は、施設の設置場所及び構造設備の要件を満たした上で、知事の許可を受けなければならない。都では、こうした施設に対し、集積、消毒方法などについて監視指導を実施して、施設の衛生確保を図っている。(実施主体：東京都、実績：監視指導件数６件、令和８年３月末現在施設数５か所)

カ　プール等の衛生確保（昭和24年度事業開始）

容量50㎥以上のプールを経営しようとする者は、構造設備等の要件を満たした上で保健所長の許可（豊島区、八王子市及び町田市を除く学校プールにあっては届出）を受けなければならない。保健所では、これらの施設に対し、監視指導を行い、利用者の健康と安全の確保を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市、東京都実績：プール衛生管理講習会の開催（15回1,022人）)

また、公共水域の水質検査を行い、利用者の健康と安全の確保を図っている。(実施主体：東京都、実績：海水浴場の水質検査　８島37か所)

プール等に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

プール等の 経営許可件数 （令和７年度）	学校プールの 経営届の受理数 （令和７年度）	プール施設の 監視指導数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
4 （22）	3 （16）	1,110 （1,991）	825 （2,736）

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

キ　コインオペレーションクリーニング及びコインシャワーの衛生確保（昭和59年度事業開始）

コインオペレーションクリーニング及びコインシャワー営業施設の開設に当たって、構造設備及び衛生管理責任者を保健所長へ届け出ることとしている。保健所では、営業者に対し、施設の清潔保持、適正な利用方法の周知方法などについて指導を行い、施設の衛生確保を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

コインオペレーションクリーニング及びコインシャワーに係る監視指導件数等（単位：件、か所）

区 分	監視指導件数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
コインオペレーションクリーニング	431 （899）	420 （3,951）
コインシャワー	4 （9）	4 （58）

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

(2) 温泉の利用許可及び監視指導（昭和28年度事業開始）

公衆浴場などの温泉利用施設の許可・監視指導を行い、温泉の保護と利用の適正化を図っている。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

温泉利用許可施設に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

許可件数 （令和７年度）	監視指導件数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
11 （27）	110 （229）	108 （261）

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

また、温泉成分の分析を行う施設に対する登録・監視指導を行い、温泉成分分析の適正な実施を確保している。(実施主体：東京都、実績：監視指導件数５件、令和８年３月末現在施設数４か所)

(3) 墓地等の許可及び監視指導（昭和23年度事業開始）

墓地、納骨堂及び火葬場の経営、変更等を行う者は、経営主体、構造設備等の要件を満たした上で、保健所長等の許可を受けなければならない。保健所等では、火葬場の管理等について監視指導を行っている。(実施主体：東京都、特別区、市及び多摩地域の町村)

墓地、納骨堂及び火葬場に係る監視指導件数等　（単位：件、か所）

区 分	許可件数 （令和７年度）	指導件数 （令和７年度）	施設数 （令和８年３月末現在）
墓 地	2 （20）	9 （101）	82 （9,427）
納骨堂	0 （5）	2 （10）	4 （468）
火葬場	0 （1）	10 （18）	10 （29）
計	2 （26）	21 （129）	96 （9,924）

※都が所管する島しょにおける件数。（　）内数値は、都内全域

(4) 生活衛生関係営業の指導育成

ア　公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター運営費補助等（昭和32年度事業開始）

飲食店、旅館、理容、美容、クリーニング等の営業は、一般に経営規模が零細であるため、これらの生活衛生関係営業の経営の健全化等を目的として設立された同センターの行う経営指導事業等に対する補助を行うことにより、経営の近代化・合理化による業態の健全な発展を促進し、衛生水準の維持の向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資する。（実施主体：公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター）

イ　環境衛生自治指導委託等（昭和38年度事業開始）

環境衛生関係施設の営業者及び従業員に対する衛生思想の普及向上を図り、都民の健康と安全を確保するため、講習会、自治指導員巡回指導等を実施している。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都環境衛生協会に委託））

ウ　クリーニング師試験及び免許交付事務（昭和25年度事業開始）

クリーニング業法に基づきクリーニング師試験を年１回実施するとともに、免許証を交付している。(実施主体：東京都)

試験及び免許証交付実績（令和７年度）　（単位：人、％）

受験者数	合格者数	合格率	免許証交付数
109	57	52.3	118

※免許証交付数には新規交付数のほか、訂正交付や再交付数も含まれる。

エ　生活衛生審議会（東京都生活衛生審議会条例に基づく附属機関）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第１項の規定により、知事の諮問に応じ、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業等に関する衛生上必要な措置の基準、許可等に係る条件その他旅館業法、公衆浴場法、理容師法等の施行に関する事項を調査・審議して答申する。(実施主体：東京都、実績：０回開催)

(5) 飲用水の安全確保

ア　水道監視（昭和32年度事業開始）

水道事業、簡易水道事業等の管理の適正化を図り、飲用水の衛生を確保するため、水道施

設等に対する監視指導等を実施している。

また、水道法が適用されない小規模貯水槽水道等の設置者に対しては、条例及び要綱に基づき衛生管理指導を行い、衛生知識の普及啓発を図る。(実施主体：東京都)

なお、専用水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等に関する事務（以下「専用水道事務等」という。）については、平成25年度に都から市へ権限が移譲されたが、都は地方自治法第252条の14第１項の規定に基づき、専用水道事務等を市（八王子市及び町田市を除く。）から受託し、継続的に管理執行している。

水道監視対象施設数　（令和８年３月末）

水道法	上水道※	5か所
	簡易水道	8か所
	専用水道	136か所
	簡易専用水道	3,941か所
条　例	特定小規模貯水槽水道等	2,292か所
	上記以外の小規模貯水槽水道等	10,171か所
要　綱	飲用に供する井戸等	605か所
計		17,158か所

※都内の上水道のうち、国土交通大臣認可の東京都水道局が設置しているものを除く。

イ　水質検査（昭和59年度事業開始）

飲用水の安全を確保するため、水道法水質基準項目のほか、農薬、クリプトスポリジウム等の水質検査を実施している。(実施主体：東京都)

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い、簡易水道における放射性物質の水質検査を実施している。

水質検査実績（令和７年度）

検査項目	件数
一般	158件
有機溶剤	333件
消毒副生成物	66件
農薬	117件
クリプトスポリジウム等	97件
緊急・その他(O157含む。)	862件
放射性物質(Cs-134、Cs-137)	70件
浄水発生土中放射性物質	5件
計	1,708件

ウ　簡易水道事業等指導監督事務（昭和33年度事業開始）

簡易水道事業者等が行う水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図るため、計画策定、施設新設・拡充・改良、水量管理、経営管理等の指導監督を実施している。(実施主体：東京都、実績：９町村25事業)

エ　簡易水道事業等補助（昭和33年度事業開始）

町村における簡易水道事業等の施設整備に対する補助を行うことにより、水不足の解消、水質の改善及び災害に対する安全性の向上を図っている。(実施主体：町村、令和７年度実績：９町村25事業)

オ　東京都島しょ等町村営水道事業検討会（令和８年度事業開始)【新規】

島しょ等の町村が実施する水道事業の持続性確保に向け、都で検討会を立ち上げ、町村営水道のあり方を整理するとともに、島しょ施設の実態調査等を実施する。(実施主体：東京都)

(6) 特定建築物の監視指導（昭和45年度事業開始）

事務所、店舗、学校等の用途で一定規模以上の建築物は、使用開始時に保健所へ届け出なければならない。保健所や健康安全研究センターでは立入検査等を実施し、空気環境、給排水管理、清掃状況等について監視指導を行い、衛生的な環境の確保を図っている。

特定建築物に係る立入検査等件数等　（単位：件、か所）

検査項目	件数
立入検査等件数（令和７年度）	1,039（1,746）
施設数（令和８年３月末現在）	3,694（8,524）

※八王子市及び町田市を除く多摩・島しょ分及び特別区の延べ面積10,000㎡超の建造物。（　）内数値は、都内全域

(7) 有害昆虫等に係る健康被害防止対策（平成16年度事業開始）

ねずみ・昆虫等による感染症の発生予防及びまん延防止のため、区市町村等関係機関と連携し、都民や事業者に対するねずみ・有害昆虫の防除に関する普及啓発などを行っている。(実施主体：東京都)

(8) 各種資格者の養成施設の指定・監督等に関する事務（平成27年度事業開始）

平成27年度に都道府県が行う事務として国から権限が移譲された理容師養成施設及び美容師養成施設に係る指定・監督等を行っている。(実施主体：東京都)

5 動物の愛護と管理

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物愛護管理条例に基づき、狂犬病予防対策、動物の適正飼養の普及啓発、第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出、特定動物の飼養又は保管の許可等に関する業務を行っている。

都は、東京都動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、着実に施策を推進していく。

(1) 動物愛護事業（昭和55年度事業開始)【2050東京戦略】

動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、適正飼養・終生飼養に関する知識の普及啓発を行い、人と動物との調和のとれた共生社会を実現する。具体的な取組として、普及啓発（小学生等を対象とした動物教室、都民一般を対象とした適正飼養のための講習会等の実施、啓発用パンフレット等の作成、配布等)、引取り及び収容した犬・猫等の譲渡、動物愛護推進員（地域における普及啓発や助言、支援を行う者)の委嘱等を行っている。(実施主体：東京都）

動物愛護事業実績（令和７年度）

動物教室の実施回数	45回
適正飼養のための講習会	171回
引取り・収容した犬、猫等の譲渡数	犬：46頭、猫：143頭
動物愛護推進員（地域における普及啓発や助言、支援を行う者）委嘱数（令和８年４月１日現在）	273名

(2) 犬・猫等の収容（昭和55年度事業開始）

逸走犬の捕獲及び収容、やむを得ない理由による飼い主及び拾得者からの犬猫の引取り並びに負傷動物の収容を行い、動物の適正管理及び動物による危害防止を図る。(実施主体：東京都、実績：飼い主及び拾得者からの引取り頭数　犬61頭、猫157頭、犬の捕獲・収容頭数４頭、負傷動物収容頭数犬３頭、猫123頭、その他２頭（八王子市及び町田市を除く。））

(3) 特定動物の飼養又は保管の許可及び監視指導（昭和55年度事業開始）

ライオン、ワニ等人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管の許可及びこれらに対する監視指導を行い、特定動物による危害を防止する。(実施主体：東京都、実績：許可施設数88か所（令和８年３月末現在)、監視件数106件）

(4) 第一種動物取扱業の登録及び監視指導（平成12年度事業開始）

ペットショップなどの動物取扱業の登録及びこれらに対する監視指導を行い、動物の適正な取扱いと周辺環境の保持に努める。(実施主体：東京都、実績：登録施設数5,532か所（令和８年３月末現在)、監視件数5,674件）

また、タブレット等の活用等、効率的・効果的な監視指導、記録の管理を行える体制を構築する。

(5) 第二種動物取扱業の届出（平成25年度事業開始）

動物愛護団体等、非営利で飼養施設を設けて動物の譲渡しや保管等を行う事業者からの届出により、動物の取扱い状況を把握する。(実施主体：東京都、実績：届出施設数171か所（令和８年３月末現在））

(6) 動物の飼養又は収容の許可及び監視指導（昭和23年度事業開始）

化製場等に関する法律に基づき、動物の飼養又は収容施設（畜舎等）の許可及び監視指導を行い、畜舎等及び地域の衛生を確保する。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

畜舎等の許可及び監視件数　（単位：か所、件）

許可施設数（令和８年３月末現在）			監視件数（令和７年度）		
総数	多摩	区部	総数	多摩	区部
352	218	134	25	14	11

(7) 動物愛護相談センターの運営（昭和25年度事業開始)【2050東京戦略】

動物愛護相談センターでは、広く都民に動物愛護精神の普及啓発を図るとともに、動物による人への危害の防止、負傷動物等の収容、収容動物の新たな飼い主への譲渡などを行い、動物愛護管理施策の中核を担う施設として人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組を推進する。

また、都において、八王子市及び町田市を除く多摩地域の動物に関する相談業務を担う多摩支所において、都民からの相談の記録をデータベース化することにより、記録作成の事務負担を軽減し、都民相談を受けての具体的対応に注力する。

センターについては、今後のセンターの在り方や必要な機能、整備の進め方などをまとめた動物愛護相談センター整備基本計画（第一次）を踏まえ、令和８年３月に基本計画（第二次）を策定し、整備予定地、建築規模などを整理した。今後、移転予定地域の方々や関係者の意見も丁寧に聞きながら、令和14年度の新センター開設に向けて取組を進めていく。(実施主体：東京都)

(8) 動物愛護管理審議会（昭和55年度設置）

東京都動物愛護管理条例に基づく知事の附属機関として、動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行う。(実施主体：東京都、実績：審議会１回、部会２回開催)

(9) 動物由来感染症対策（昭和55年度事業開始）

動物の飼育を通じて人に感染するおそれのある動物由来感染症に関する調査を行い、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供及び指導に資することにより、動物由来感染症の発生及びまん延を防止する。(実施主体：東京都)

(10) 動物の殺処分ゼロに向けた取組【2050東京戦略】

動物の引取数の減少や譲渡機会の拡大の取組を進め、平成30年度に殺処分ゼロを達成した。今後も、動物愛護施策の推進に向け、適正飼養・終生飼養の普及啓発、区市町村における飼い主のいない猫対策の支援、多頭飼育問題への対応、譲渡事業の更なる周知、ボランティアとの連携・支援の促進等の取組を進める。

また、これらの施策展開の拠点である動物愛護相談センターにおける飼養管理の充実等の機能強化を図る。(実施主体：東京都、実績：殺処分頭数※犬０頭、猫０頭、その他０頭（八王子市及び町田市を含む。）※引取・収容後に死亡した動物のうち、動物福祉等の観点から獣医療の一環としてやむを得ず処置を行ったもの等を除いた数)

(11) 地域における動物の相談支援体制整備事業（保健医療政策区市町村包括補助事業で実施)(令和２年度事業開始)【2050東京戦略】

健康上の理由等で飼い主が飼養を継続することが困難となった場合などに、身近な地域で相談や支援が受けられる体制づくりを推進する。(実施主体：区市町村)

(12) 愛玩動物看護師養成所の指定等に関する事務（令和３年度事業開始)

愛玩動物看護師法により都道府県事務とされた養成所の指定等の事務を行っている。(実施主体：東京都)

(13) 獣医系大学との協働事業（令和７年度事業開始)【2050東京戦略】

獣医系大学と協定を締結し、獣医系大学と協働した動物愛護相談センター職員の人材育成や普及啓発を実施する。(実施主体：東京都)

(14) 動物愛護の理解促進（令和８年度事業開始)【新規】【2050東京戦略】

人と動物との共生社会の実現を目指し、ワンヘルスの理念を発信するポータルサイト上で、都の動物愛護施策を紹介するとともに、メタバース上でワンヘルスの理念と感染症予防・ペット防災（同行避難）等を体験できるコンテンツを展開する。(実施主体：東京都)

6 火葬場に係る検討

将来にわたり安心して火葬を行える体制を確保するため、都内自治体や有識者等で構成する検討会を設置し、火葬能力の確保や火葬場の経営管理が適切に行われる方策等について検討する。

7 健康安全研究センター（平成15年度設置）

新型コロナウイルス感染症や、新型インフルエンザ、デング熱をはじめとする新興・再興感染症の脅威や危険ドラッグ、食の安全の問題など、多様化する健康危機から都民の生命と健康を守るため、試験研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が連携し、保健医療行政を科学的・技術的に支える役割を担っている。(実施主体：東京都)

平成24年度には、健康危機管理の技術的拠点として健康安全研究センターを再編整備し、健康危機全般にわたる情報の一元的な収集・解析・発信機能の強化や危機発生時に速やかに原因究明等を行う体制の構築などを行うとともに、健康危機に24時間365日対応可能な施設・設備とした。

(1) 試験検査

都保健所等の事業所、特別区、八王子市及び町田市からの依頼等に基づき、感染症、食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査を実施している。

また、試験検査を管理する検査オーダリングシステムについて、業務ＢＰＲと基本構想策定を行った上で、再構築する。

(2) 調査研究

検査方法の改良・開発のための研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予見される微生物や化学物質について先行的調査を実施している。

(3) 研修・精度管理

東京都、特別区、八王子市及び町田市の技術系職員（衛生検査、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員等)を対象に研修を実施している。

精度管理業務においては、東京都の食品衛生検査施設、当センターの水道水検査部門、医薬品・医療機器検査部門及び病原体検査部門における試験検査の点検を行い、検査の正確性及び信頼性を確保している。

また、民間の衛生検査所に対する臨床検査の精度管理調査や監視指導及び医療機関に対する外部精度管理調査を実施している。

(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供と健康危機対応

感染症、食品、医薬品及び環境保健衛生に関する情報を幅広く収集し解析を行い、ホームページ等により都民及び関係機関にそれらの情報を還元している。

また、感染症をはじめとした健康危機に対応するために、保健所に対し技術的支援を行っている。

(5) 食品監視

食品の大規模製造業、問屋・市場等の食品流通拠点及び輸入業・倉庫業に対する監視指導及び収去検査を行っている。

また、食品を取り扱う事業者を対象に、食品の適正表示等に係る調査・指導を行っている。

(6) 薬事監視

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の製造販売業・製造業、医療機器修理業、卸売販売業、配置販売業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局並びに毒物劇物製造（輸入)業の許認可及び監視指導業務を行っている。立入調査時には、タブレット等を活用し、効率的・効果的な監視・指導、記録の管理を行っている。

(7) 建築物監視

建築物における衛生的環境を確保するため、特別区にある事務所、店舗、学校等、11用途の延

べ面積10,000㎡を超える特定建築物及び島しょ地区の特定建築物の立入検査等を行っている。

また、建築物清掃業、建築物空気環境測定業等８業種の登録業務を行っている。

(8) 研究の魅力等発信事業（令和８年度事業開始)【新規】

健康を考える機会を提供するセミナー等を開催するなど、研究の魅力発信を行う。(実施主体：東京都)